

25

780

014695-000-1

25-780

祐徳稻荷神社案内記

八陣 熊一/著

M42

ABB-1134



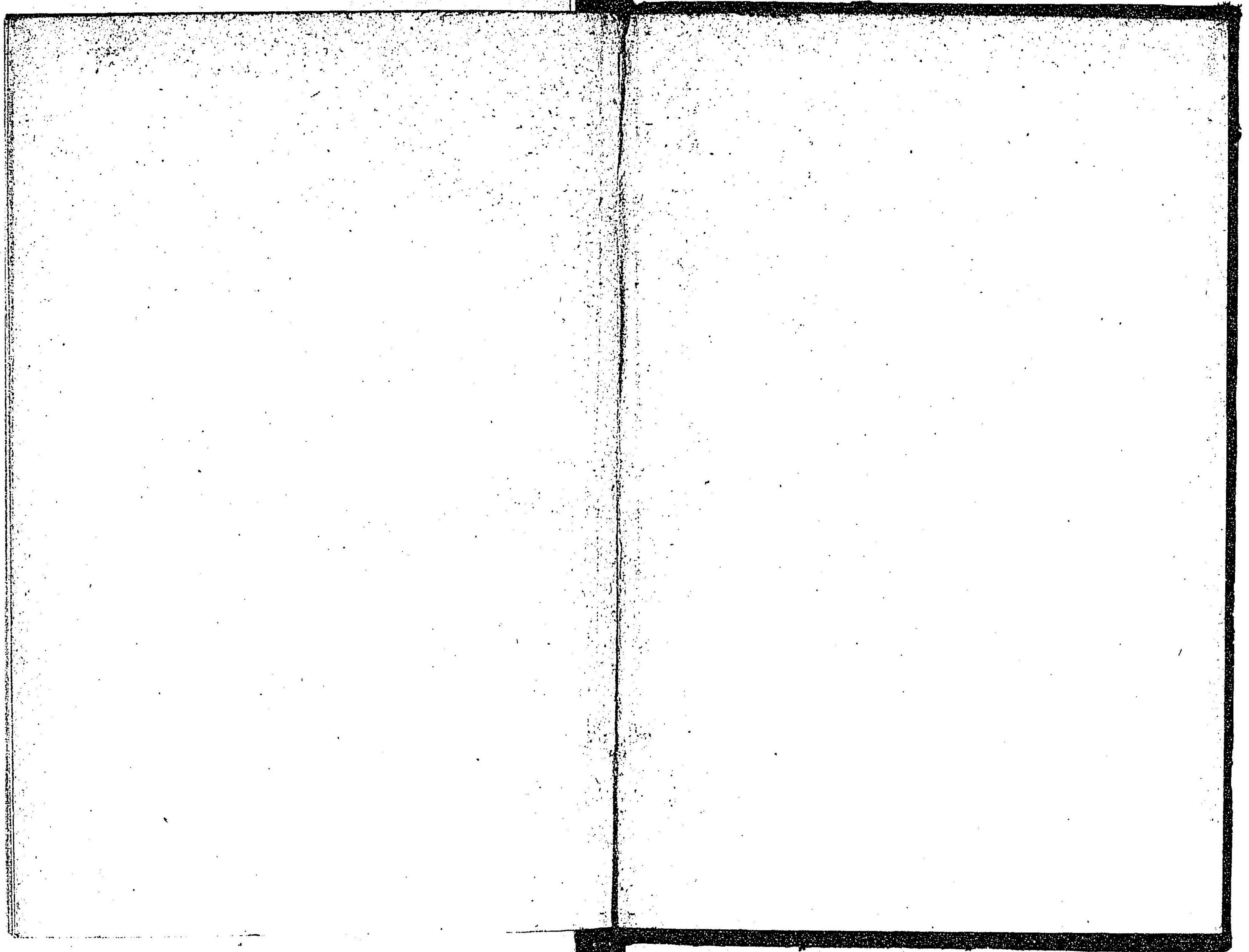
25

780

祐德稻荷神社

案内記





例言

本書は祐徳稻荷神社參詣人のために同社を中心
 て同地方の名所古跡並に鹿島舊城下の一斑を紹介
 するものなり、

第二編以下に採録すべき名所古蹟其他の事項尚ほ多
 々あるも紙數に限りあるを以て大略せり、

文章は平易を旨とし力めて難澁を避けたるも尚ほ平
 滑を欠ぐを覺ふ讀者の了恕を乞ふ、

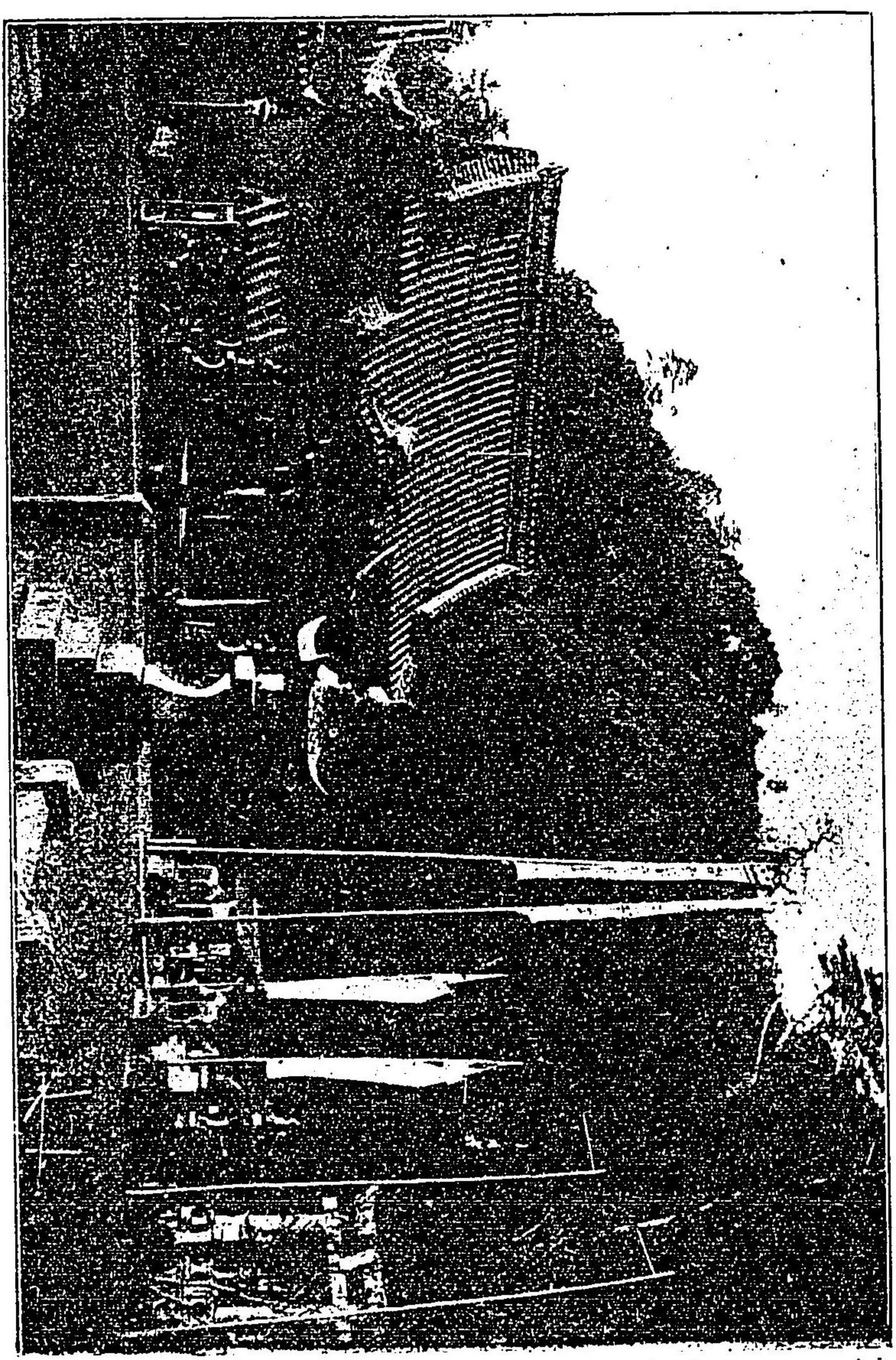
材料の蒐集に就ては祐徳神社々司永田氏社員酒見平
 倉染川の諸氏並に祐徳軌道株式會社々長井原氏其他



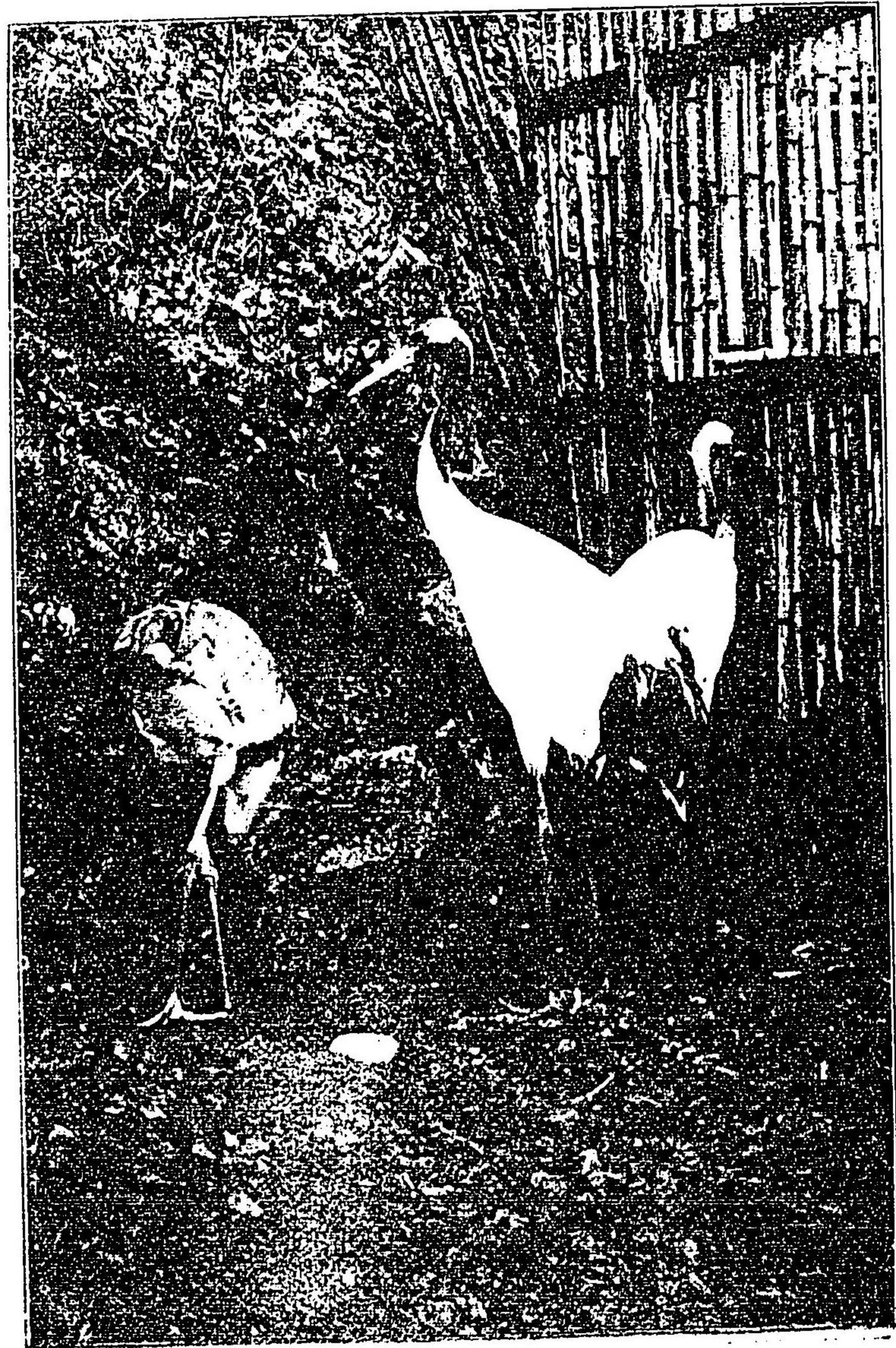
諸氏の盡力多きにおる特に記して之を謝す、

明治四十一年六月

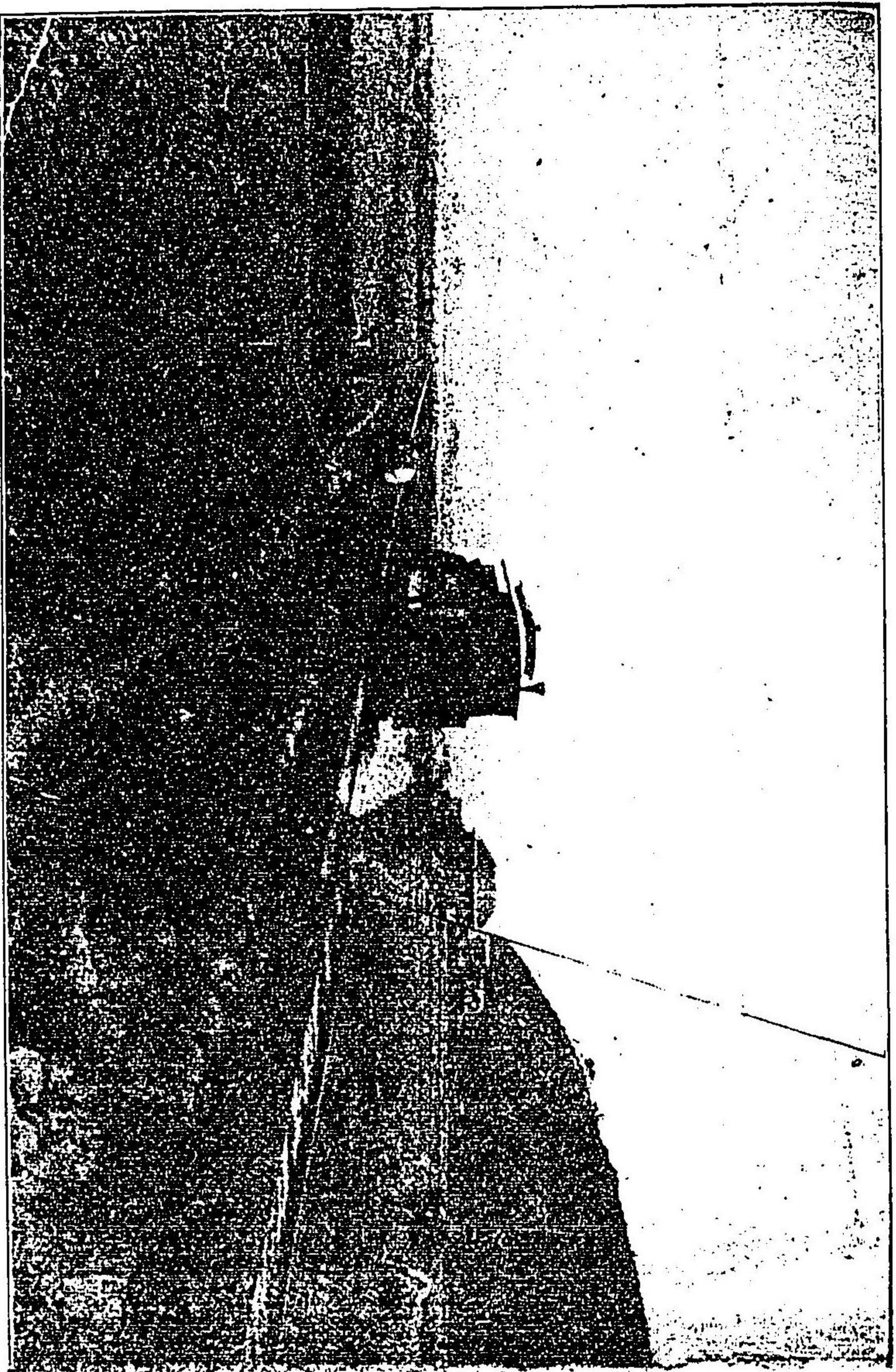
編者志るす



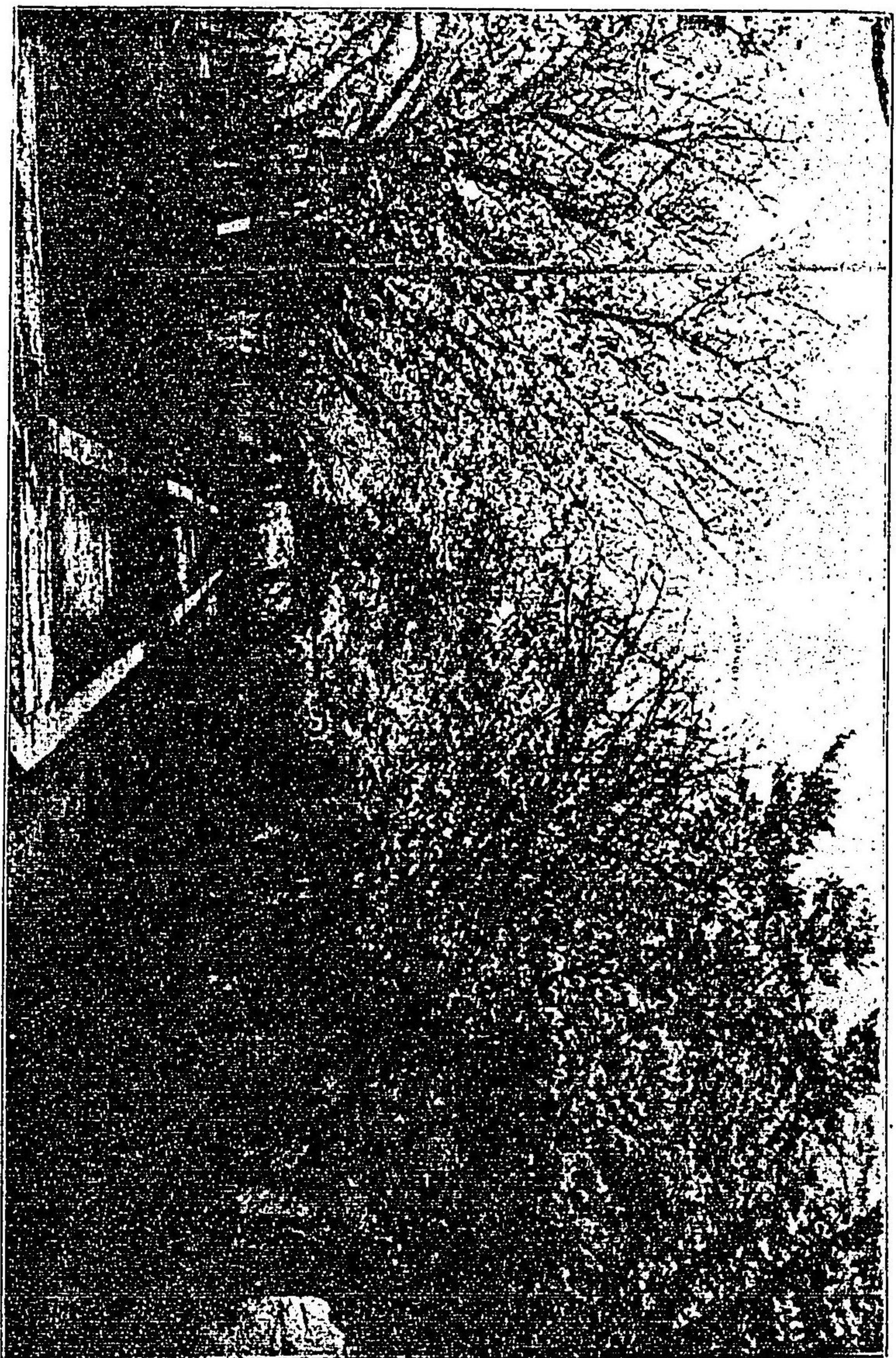
徳相街神社拜殿



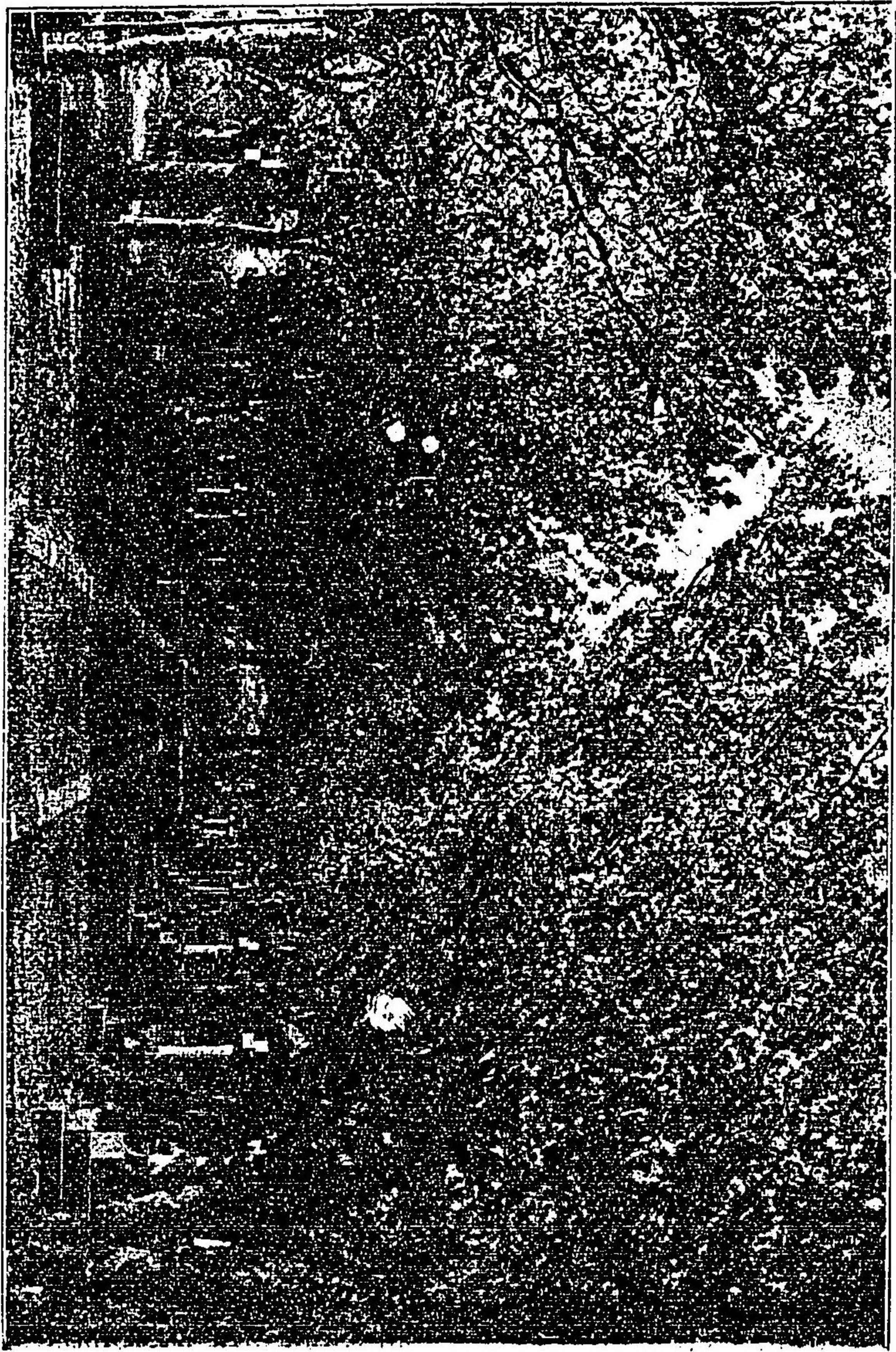
鶴子親社神荷稻徳祐島鹿前肥



行進車動發社會觀馬德祐島鹿前咫



園庭社神隆松



肥前鹿島松陰神社櫻園



松 隆 社 總 園 雪 景



鹿島舊城門前樓化



士宮小前肥名一葦遠山泉磨

祐徳稻荷神社案内記

第壹編

祐徳稻荷神社鎮座の地

肥前國藤津郡は佐賀縣の西南に位し東方一帶有明海に面し北は杵島郡に接し西は長崎縣東彼杵郡南は同縣北高來郡に界し東西凡そ八里南北凡そ四里面積十五方里餘戸數一萬二千四百餘人口七萬四千餘にして十四ヶ村を包有す

祐徳稻荷神社は藤津郡の中央なる古枝村にあり。

參詣の順路

二

祐徳稻荷神社に至るの順路は左に記する所の如し。

△武雄驛よりの順路

九州鐵道により武雄驛よりする者は同驛前の祐徳軌道車停留所に於て軌道車に乗るを最も便利なりとす武雄より祐徳門前に至るの間馬場先永島上野檜崎西山志田原下久間鹽田五町田五の宮北鹿島鹿島八本木門前の各停留所を通過し距離十二哩五十四鎖約二時間にして達すべし。

△彼杵驛よりの順路

九州鐵道により長崎縣東彼杵彼杵驛よりする者は彼杵村の俵坂峠を越て佐賀縣藤津郡嬉野吉田兩村を経て鹽田に出れば前記軌道車の便ありそれより五丁田村の平野を過ぎ鹿島八本木を経て門前に達すべし。

△白石方面よりの順路

杵島郡の平野白石方面の各村を経て參詣するものは九州鐵道山口驛より縣道により龍王峠を越へて北鹿島村に出づれば前記軌道車の便あり。

△南海岸よりの順路

鐵道の便なき長崎縣北高來郡の有明海岸方面よりの參詣者は佐賀長崎兩縣に連絡する縣道により大浦多良七浦の各村を過ぎ沿道海陸の風光を眺つゝ八本木濱の市坊を経て軌道車に乗れば僅に十分間を

三

出でずして門前に達すべし。

△海路よりの順路

有明海の沿岸住の江又は佐賀郡厘外川口若津大川其他大牟田柳川熊本縣下の各沿岸港さては長崎縣下島原方面より船舶の便により參詣する者は八本木村の濱宿に上陸すれば軌道車の便あり。

前門の市坊

祐徳軌道停車場を出づれば直に祐徳門前の市坊に入る二丈餘の大華表街路の入口に峙つ是れ長崎市内の信徒四十餘名の寄附にかゝるもの旅館十五六軒を並ぶ其他手輕の西洋料理屋あり酒屋あり茶店雜貨店あり春夏の候賽人最も多く旗亭亦た繁昌し歌舞賑やかに管絃湧く

醉足て神苑に逍遙するもの睡を驅て錦浪河畔に釣を垂るゝもの清遊を縱まゝにす亦風流の別乾坤か。

祐徳稻荷神社

石壁山の巉巖巍々として峙ち怪松老樹生ひ繁りて秀靈の神氣鐘まる處金殿朱閣薨を聯ぬるものは本社と攝社との殿樓なり本社の祭神は倉稻稻神大宮賣神猿田彦神にして攝社の祭神は萬姫命命婦神なり大華表を仰ぎて境内に入れば崖下の白鶴頭を延て我を迎ふるものゝ如く苑池の魚群潑漉として躍り人の來るを喜ぶに似たり若それ四時の風光を觀んと欲せば春は苔甍に座して櫻花と語るべく夏は綠翠の下清凉を掬すべく秋は瘦巖の頭霜葉に醉ふべく冬は寒泉の畔竿花の樹

を詠すべし。

祐徳稻荷神社の由緒

本社は京都花山院邸内奉祀の稻荷大神の分靈にして花山院萬子媛の勸請する所なり抑も萬子媛は後陽成天皇の曹孫女にして父は花山院定好公母は前關白信尚公に降嫁せられたる後陽成天皇第三の皇女准后清子内親王の女なり年甫めて二歳清子内親王養ふて子となしたまへり幼にして穎悟文學を好み夙に賢明の聞へ高く長するに及んで益々讀書文墨に親しみ齡三十有七尙ほ嫁せられざりき然るに肥前國鹿島の領主鍋島和泉守直朝公は智勇兼備の名將たるを聞き始めて婚を選び降嫁の儀成れり父花山院定好公別に臨み邸内に奉祀せる稻荷大

神の神靈を神鏡に奉遷し萬子媛に授けて曰く卿身を以て此神靈に事へ以て上寶祚の無窮を祈り下邦家の安泰を願ひ敢て或は怠ることある勿れと寛文二年五月鹿島に下向し鍋島直朝公に入嫁せられぬ當時神令使も亦隨從せしめられしものなりと云ふ媛は天資溫厚風姿端正にして威儀神の如く徳化領内に治く畔を讓て耕すの風ありしは朝直公の徳政によるものなりと云ふと雖も抑も亦夫人内助の功與て大なりし也爾來琴瑟相和し二子を擧げらる長を文元次を式部と云ふ二子不幸にして早世せられぬ夫人深く哀痛殆んど寢食を忘るゝに至る一夕翻然として大に悟る所あり以爲らく人生を悲觀するは是れ常人の事なり慈父の訓へ給ひしも之が爲めのみ如かず身を神佛に奉じ心を千歳不磨の道に注ぎ以て悠遠の樂を全ふせんにはと乃ち漸く隱栖の

志あり貞享四年地を古田村(古田村)古枝村の舊稱(清淑の境に相し殿宇を建立し以て倉稻魂大神の大靈を奉祀し更に伊勢の外宮に奉祀せらるゝ大宮賣神猿田彦神の神靈を勸請し躬も亦居を此に遷して寶祚の無窮國家の泰平を祈らるゝこと十有七年一日の如くなりき寶永二年寶算七十有九餘生既に久しからざるを覺り山腹の巉巖を鑿て壽藏を構造せしむ同年四月工成るや此に安座し堅く戸を鎖して千載不拔の祈願を誓ひ瞑目せり諭して祐徳院殿宗麟大師と號す明治四年神佛混祀を廢せらるゝや神號を萬姫命と追崇し社殿を石壁神社と稱す夫人の壽藏に隠れられしより其徳を仰慕して參拜するもの甚だ多く祭神の神徳と共に威靈顯著にして遠近の信徒年を追ふて増加せり。昔は社殿の建築修繕祭祀の經費等鹿島藩の補助を仰ぎしも廢藩以來

内外一切の經費悉く自立の經濟となれり。

附記 舊記の傳ふる所によれば京都花山院邸内稻荷神社は延暦十三年花山院冬嗣公宗像三神を邸内に奉祀し後左大臣照宣公に至り更に伏見稻荷大神の分靈を合祀せるものなり伏見は大内に懸隔せるの故を以て朝廷の御祈願所に定められ午の日毎に内侍所より御供物の典あり左大臣家忠公に及び昔時花山院帝御所の地廣袤二町餘ありしを悉く家忠公に賜はる應仁の亂兵燹に罹り邸第皆焼く亂後境域を縮められ現今一千七百餘坪を存するのみ明治六年京都府社に列せらる。又傳ふ命婦神は神令使の稱にして光格天皇天明年間禁中火を夫し延焼して花山院内大臣の邸第に及ぶ時に白衣の一隊忽然として現

はれ敏活に屋上を馳せ廻りて防火に力む爲にさしもの烈火も暫時にして鎮火せり花山院公大に喜び之を引見して厚く勞し何れのものなりやと問はれけるに一同平伏答て曰く肥前國鹿島祐徳神社奉仕の者共なり偶々本邸に危難あるを知り微力を致せしなりと公怪しみ且つ悦ばずして曰く本邸は物の數かは何ぞ禁中の難に赴かざりしと一同恐縮對て曰く卑賤の躬禁庭に上るを得ざりしのみと言終て形影消て跡なし公大に之を奇とし私かに之を天聽に達す是に於て内大臣をして命婦の官位を授けられ内大臣自ら命婦社の三字を書して贈與せられたるものなりと云ふ。

境内の奉納門

境内には古來信徒の奉納にかゝる石神門石馬石燈籠等甚だ多し中にも寛政五年佐賀藩主鍋島治茂侯の奉納にかゝる石神門には時の碩儒古賀精里の撰に成る銘を刻せり曰く

神門銘並序

歲二月立石神門於鹿島邑稻荷祠以酬願也稻荷之爲神合倉稻魂及土祖諸神而奉之盖類唐山設社稷之義故其祠於此雖不在祠典積百餘年祈禳報賽不懈益虔因有是舉也銘曰

厥門有伉 貞珉是銘 靈分胎變
 出入攸繇 驂虬服龍 輿術佇留
 繽紛旖旎 雲旂星昭 早潦沴疫
 阿護靡庶 有禱輒應 解我民憂

石壁窟と勝敗の鏡

石神門を仰ぎ石橋を渡り數十百級の石磴を登れば奇岩怪石古色蒼然たるもの脚下に横はり老松古楓苔鱗を被ふて此間に偃蹇たり奇巖地に登み断崖高く峙つ處石壁神社あり列壁を削て石壁の二字を刻するものは鍋島直孝公の筆蹟なり崖腹を鑿てる洞窟は是れ即ち石壁窟にして萬子媛隱栖の壽藏なり昔は此右側に石壁亭あり鐘樓ありしと云ふ岩根に湧ける盆大の泉水は俗に勝敗の鏡と稱し混濁して之に面を映し以て運命を卜するもの多し。

寶藏物一斑

- 一金銀鏡各一面 徑一寸九分秘文を刻せり古色言ふ可らず
- 一神鏡一面 徑五寸五分量七十五匁
- 一寶劍一振 稻荷大明神の燒刃判然たり肥前忠吉の作
- 一祐徳院殿御鬘一結
- 一祐徳院殿御冠棚一基
- 一祐徳院殿緋の袴一着
- 一祐徳院殿御姿鏡一面 徑一尺二寸金銀混鑄裏面御紋入
- 一祐徳院殿御掛蒲團一流 御定紋織出し京都西陣製
- 一祐徳院殿御夜具表 全 同上
- 一祐徳院殿御假卷表 全 大和錦織
- 一祐徳院殿御長持二棹十二棹の内 長四尺八寸幅二尺高二尺菊の金時繪
近衛牡丹御紋入

- 一 祐徳院殿御眞蹟歌仙一幅 　　竪三尺五寸横一尺五寸
- 一 福壽二家一幅 　　後水尾天皇の宸筆竪三尺二寸五分横一尺五寸
- 一 縁起書 　　竪五尺六寸横八寸五分僧龍海撰
- 一 花山院愛徳公筆掛物三幅 　　竪六尺三寸横一尺四寸
- 一 花山院家厚公筆掛物一幅 　　竪六尺三寸横一尺四寸
- 一 同公筆扁額一面 　　長三尺七寸高一尺五寸五分
- 一 紹龍公壽像一幅 　　壽山沙門俊猷題竪七尺九寸五分横二尺二寸
- 一 行業記一幅 　　大興沙門珠龍海和南撰竪六尺二寸横一尺五寸三分
- 一 松に孔雀の軸物二幅 　　乗信筆竪六尺五寸横一尺八寸
- 一 人麿の圖軸物三幅 　　佐賀藩主鍋島綱茂公筆竪五尺九寸横一尺七寸
- 一 尊誕祝詞詩歌一幅 　　格峰君の筆竪三尺五寸横二尺七寸

- 一 松に鶴軸物一幅 　　佐賀藩主鍋島綱茂公筆竪五尺九寸横一尺七寸
 - 一 尊誕祝詞詩歌一幅 　　格峰君の筆竪三尺五寸横二尺七寸
 - 一 松に鶴軸物一幅 　　醉蝶我養建筆竪六尺五寸横一尺八寸
 - 一 太刀一振 　　伊豫椽宗次作
 - 一 短刀一振 　　貞宗作
- 右は寶物の重なるものにして其他信徒の奉納せしもの枚擧に遑あらず。

社殿建築の來歴一斑

貞享四年本社の建立以來社殿の建築修繕は鹿島家累代の營繕に係るものにして維新以來衆庶の寄附金穀も亦年々多額に上るに至りたる

を以て一切の社費に充つる外皇典講究所藤津支所の補助費并に道路橋梁修繕費の補助を支辨し尙ほ餘財は本社の基本財團に繰入れ尙ほ一面には稻梁講社を組織して神ながらの道を普及するに努めつゝあり斯て四方信徒の寄附により明治十四年命婦神社の堂宇を改築し神苑を築き明治二十九年に至り遙拜所を改築し次て三十一年參籠所並に土藏を改築し鐵柵を造り全三十四年社務所の書院を新築し次て三十六年社務所を改築せり左に社殿及び造營物の詳細を記さん。本社ほんしやの神しん殿でんは用材ようざい楠かきにし方二間半銅瓦葺あかぐわがらぶきなり堅緻けんちの良材りやうざい調刻てうこくの精巧せいこうその妙めうを極きよくむ攝社しやくしや四あり石壁せきへき神しん社じや命めい婦ふ神しん社じや岩い崎さき神しん社じや岩い本ほん神しん社じや是れなり岩い本ほん社しやを除のぞくの外ほかは殿でん宇う皆みな楓かき檜ひのき等らうの良材りやうざいを用もちひ彫刻てうこく亦また精妙せいめうなり拜はい殿でんは用材ようざい楠かきにして平四間餘入三間餘瓦葺かららぶきにして神しん殿でんと拜はい殿でんとの間かん楠かき

材ざいを以て造り方二間の庇ひさしを設け堅緻けんちにして清雅せいやなり遙拜殿てうはいでんは楓かきの用材ようざいにて平七間餘入五間餘瓦葺かららぶきなり堅牢けんろうにして雅趣がしゆに富む。

其他あほかの造營物ぞうえいぶつの最も大なるものを社務所しやむしょとす杉松すぎまつの用材ようざいにて瓦葺かららぶき本間ほんま百三十五坪下屋廊下百八坪半附屬建物ふぞくたてものまで合計がうけい二百五十六坪半なり參籠所さんろうしよは平六間入三間に下屋一間にして瓦葺かららぶきなり其他あほかには土藏どぞう一棟休憩所きゆうけいしよ一棟制札屋せいさつしや一棟附屬建物ふぞくたてもの五棟あり大小の鳥居とりか無數むすうなるが石鳥居いしとりかの最も高大こうだいなるものは高さ二丈二尺周圍九尺七寸次は高さ一丈四尺五寸周圍六尺二寸五分次は高さ一丈三尺五寸周圍五尺八寸次は高さ一丈三尺二寸周圍五尺以下一丈に滿ざるもの數ふるに違まらず石の玉垣たまがきは百六十二間高さ三尺五寸此外木柵竹垣ここのまきさくたけがきあり石燈籠いしとうろうの最も高大こうだいなるものは高さ一丈五尺にして五尺以下のもの六十五基あり

鐵製燈籠一對高さ五尺五寸陶器燈籠一對高さ七尺雪見籠燈三臺此外
金屬又は石燈籠七十二瓦斯燈高さ一丈以下十八基あり石造の神馬雌
雄あり高さ四尺五寸其他には石造の唐獅子石造三寶珠日清日露兩役
の戦利砲彈の奉納物あり餘は略す

社格と例祭

明治維新前祐徳神社は神佛合祀にして祐徳院と稱せられしが明治四
年十一月藩主鍋島直彬氏の命により神佛を分祀し寺隣に屬する佛像
附屬物一切鍋島家の菩提所圓福山普明寺に移し祐徳院を祐徳稻荷神
社と改稱し明治八年三月郷社と定められ次て明治十二年更に縣社に
進められたり年中祭典行事は左の如し

一大祭 舊二月初午

一大祭 舊三月八日

此日は晝間は稻梁講社の祭典にして全夜は金銀の玉換あり

一春季大祭 舊四月十日

此日は攝社石壁神社の御命日にして春季の大祭なり

一秋季大祭 舊八月十日

此日は同上秋季大祭にして近郷の壯丁境内に於て相撲の餘興
をなすを例とせり

一平和克復紀念大祭

十月十六日より十八日迄三日間

此祭典は三十七八年日露戦役媾和の條約成立し平和克復の大

詔を煥發されし紀念日をトし大祭を舉行するものにて十六日に知事幣帛使を參拜せしめらる三日間とも相撲手踊其他近郷各村等より餘興の奉納盛んなり

一御火焚大祭 舊十一月八日

此日は稻梁講社の祭典あり同夜は齋火焚として薪を堆積し盛んに之を焚くを例とせり又甘酒を大桶に盛り參詣人に接待して放樂するを慣例とせり

一小祭 毎月午の日と一日十五日

大小祭日は言ふまでもなく平日は祈願のため又は祈願成就のため參詣するもの陸續匯を接し一ヶ年拾萬人以上に及ぶと云ふ

稻梁講社の事

稻梁講社は明治十七年三月を以て敬神篤志の人により左記の趣旨規約に基き組織されし結社にして其範圍は佐賀縣は勿論長崎縣下長崎市佐世保市五島平戸壹州對州唐津大村島原其他に亘り福岡縣下は筑後の御井早良山門筑前怡土糸崎浮羽の各地に跨り熊本縣下に於ては八代天草の二郡山口縣下にては下の關市に幾多の講社を有し延て香川縣下の高松市に及び總講社數七百二人員二萬七千九百六十五人に達せり左にその趣意書並に規約を掲ぐ

祐徳稻荷神社稻梁講社大意

肥前國藤津郡鹿島

倉稻魂大神の威徳積年愈隆盛を致すは即ち攝社に祀る石壁神の因故に胚胎す此神の名一に祐徳と曰ふ是を以て本社を創より祐徳稻荷の神と稱す今茲信心篤志者と協同して稻梁講社を結び敬神愛國の至誠を表し延ひて神意の保護に頼り社中各自の全家子々孫々永遠に幸福安寧ならんとを祈る而して其同社の交誼に於るや誠實廉直を以て旨と爲し互に相親睦する一家の如くし吉凶慶弔する所ある可し上は皇上の法憲を遵奉し下は各自の事業を勉勵し共に昭代の良士民と爲りて萬國無比の國威を擴張せん是其結社する所以の大要なり因て左に其方法を掲ぐ

稻梁講社規約

第一條 稻梁講社加入ノ人員靜寧幸福祈禱ノ爲年中兩度(舊三月八日

舊十一月八日)大祭典執行スヘキ事

第二條 各町村毎ニ講社ヲ結ビ社長一名副社長一名副話係リ一名ヲ置キ各事務取行フ可キ事

但シ世話係ノ増員ハ該地方ノ適宜タル可シ

第三條 講社ヲ結ビ本社へ參詣ノ上加入申入ル時ハ更ニ入社式ノ祭典ヲ行ヒ祭主ヨリ其由ヲ奏シ社員ヲシテ拜禮セシメ入社ノ名簿ニ捺印シ鑑札ヲ渡ス可キ事

第四條 講社ニ入ラント欲セバ先其地方ノ正副社長及世話係リニ申込ムベシ社長ヨリハ該入社員ノ何縣國郡町村番號族籍姓名ヲ詳記シ本社へ送付ス可キ事

第五條 各講社毎ニ名簿二冊宛ヲ製シ一部ハ本社へ納メ一部ハ其講

社へ供へ置ク可キ事

第六條 社員拜參ノ節社務所へ鑑札ヲ出サバ社殿ニ於テ神酒頂戴セシム可キ事

第七條 講社ノ協議ニ依リ日參月參春秋參詣等ヲ組立巡番或ハ抽籤等ニテ拜參シ又ハ祭日(午ノ日舊八日)ノ寄會ヲ設ルハ適宜タル可シ

第八條 人民ノ請求ニ依リテ本社ヨリ各地方へ出張シ臨時入社式ヲ執行シ或ハ神徳ヲ講明スル等ノ事アル可シ

第九條 社中ノ者ハ印付ノ提燈ヲ製シ相用ユ可キ事

第十條 講社定宿タランコトヲ欲スル者ハ該地方ノ社長へ其由ヲ申出社長品行ノ可ナルヲ觀テ以テ之ヲ本社へ申告シ其許可ヲ

得テ表札ヲ掲ク可キ事

祐徳稻荷神社

稻梁講本社

第貳編

遊覽地

輕装健脚を驅て觀光を縦まにし名所古蹟を訪ぬるも亦精神慰安の一法なり 祐徳神社の沿道由來古蹟多し左に其一斑を紹介せん

松蔭神社と舊城址

松蔭神社は南鹿島村高津原の舊城址にあり 藩祖鍋島忠茂公以降歴代の藩主を合祀せり初め藩公の居城は北鹿島村常廣にありし由なりしも(天正中鍋島信安公の築く所なりとも云ひ又一説には龍造寺隆信公

の築城なりとも云ふ)鍋島直茂公の男勝茂公の弟忠茂公本藩鍋島家の基礎を鞏固ならしめたる大功により公兄相議して鹿島を興へらるゝに及んで(普通次男を分封する者と全く其撰を異にせり)信安公は南高來郡神代邑に移り忠茂公鹿島の城主となれり然るに常廣の地勢低くして霖雨の至る毎に城廓館舎水に浸さるゝ患害あるを以て文化四年遂に館舎を今の南鹿島村蟻尾山脚に移し水避御殿と稱せり今の中學校の所在地なり松蔭神社は城趾の中最も高燥なる位地に在て境内樹木蒼然として繁茂し殊に境内の櫻樹林は九州に冠たり明治四十年境内の最高地點を拓き旭岡と命名し此地を下して一雄閣を建築し香雲閣と名く中にも十疊の廣間三室あり以て社務所を兼ね集會の便に供す老松閣を蔽ふて仙姫彈琴の妙調を聴くべく座して城下の平野有明

波上の白帆さては背後の山嶽を望むべく花時櫻花に包まれて花神の懐に造化美妙の雅趣を掬すべし

松蔭神社の例祭は恰も櫻花満開の好時節にして四月十二日なり境内の櫻樹は幹老いて枝繁り八重櫻最も多し境内の外にあるものは多くは幹若くして花は悉く吉野種なり今より二十年前舊領主鍋島子爵吉野種の苗木を大和より購ひ第一次に一千株第二次に五百株を移植せられたり地は東南の陽氣を受けて枝幹年一年に繁茂し今や優に九州に冠たるに至りぬ
松蔭神社々頭には左の掲額あり

移孝作忠 有栖川宮熾仁親王殿下御揮毫

忠孝家寶 三條實美公揮毫

報本反始 子爵鍋島直彬氏揮毫

傳説する所によれば藩祖忠茂公は智勇兼備の名將にして年僅に十二歳父直茂公に従ひ征韓の陣中にありて軍務に従事し歸て豊公に謁す關原の役に就て直茂公徳川氏の怒りに觸れ國危からんとするや忠茂公は父直茂公の命を啣み徳川氏の麾下に奉仕することとなり公參府の暇を直茂公に告ぐ直茂公戒めて曰く汝此度關東に參觀すると誠に吾家の安危に係る一大事なり能々心を用ひて奉仕すべし公時に年十八小川氏を公は直茂公の男勝茂公の異母弟なるを以て征韓役に陣没したる小川氏を冒し半助と稱せり鍋島に復し直房と稱せりやがて江戸に參觀し井伊直政に就て家康に謁し秀忠に仕ふることとなりぬ秀忠大に其人才を愛し下總國矢矧五千石の采

邑を與ふ當時西國大名の子弟にして關東に仕ふるものは公を以て
 嚆矢とせり其後筑前淺野家より奉仕するありて時人鹿兩人を稱し
 て西國より江戸の道の蹈み開きと云へり時に慶長六年なりき同七
 年秀忠其片名を與へて忠茂と改めしむ斯て公は秀忠に陪侍して或
 は文を譚し或は武を講し或は宴遊茶會等の事に至る迄與からざる
 なかりき是より以後徳川氏亦鍋島氏を疑はざりしと云ふ慶長十一
 年江戸に於て男正茂公を生む同十三年不幸にして中風に罹り奉仕
 意の如くならざりしも待遇極めて厚く遠州濱松の城並に城附三萬
 五千石の采地を與ふべきの内意老中より傳へられしも公は故あり
 て固辭せられ其事成らず慶長十九年大坂の變には公は鹿島にあり
 しも病を力めて東上したるに家康父子の感斜めならず暇を與へて

病を養はしむ元和七年痼疾彌重く寛永元年遂に薨す公の病に罹る
 や自ら歎じて曰く我年甫めて十八父君の命を奉し江戸に到りてよ
 り日夜苦心焦慮暫くも意を安せしことなし是れ全く徳川氏の嫌疑
 猜忌の念を去らしめ父君の憂慮を解き鍋島家をして泰山の安きに
 置くを以て己れの任となせしが爲め遂に異常を身體に及ぼし斯る
 病身となりしなりと然り公は三十餘年の生涯に於て本藩の安危を
 其双肩に荷ふて立てり去れば此偉大なる功勞は長へに本藩の歴史
 に特筆大書すべきものたり男正茂公時に年十九父の跡を襲ひ關東
 に仕ゆ寛永十三年本藩より直朝公入て養子となる同十九年正茂公
 鹿島二萬石を世子直朝に譲り矢矧五千石を公儀に請ふて旗本家と
 なし質子帶刀正恭公を矢矧の領主たらしめ後隱居落髮して宗甫と

號し矢矧に終られしと云ふ鹿島の城は即ち忠茂公以來累代の居城なり明治七年の亂に邸第悉く灰燼に歸せしめ今は唯だ大手門と本丸の大門(中學校の表門なり)とを存するのみ

巍乎として聳へし城内の樓閣は一炬灰燼に歸し今や昔の俛を偲ぶに由なしといへども明治聖代の皇澤に潤へる滿城の櫻花は鹿島の誇りとするに足る

祐徳軌道車の便により高津原城頭の櫻花を訪はんとするものは鹿島新町停留所若くは軌道會社前の停留所に下車するときは僅かに四五丁にして達すべし

中川の螢

一川西より來りて鹿島の城南を貫き有明海に注ぐ之を中河と云ふ古來螢の名所として其名近郷に高し曾て佐賀本藩の鍋島光茂公長崎の歸途輿を駐めて一夕その奇觀を賞せられたりと傳ふ例年螢の盛りは陰曆四月の二十暗前後を以て最とす中河の兩岸は青草綠樹繁茂せるより其盛時に於ては兩岸一帶に飛來飛去するものは流星の如く鬼火の如く其綠葉に集るものは宛ながら電光飾の如く碧潭に映じて明滅せる光景は眞に銀河懸倒の奇觀を極む眺望の好位置は祐徳軌道會社附近中河橋畔を最上とす

圓福山普明寺

鹿島を距る約三十丁祐徳稻荷神社を距る僅に五六丁老樹鬱蒼として

畫尙ほ暗き仙境あり是れ即ち古枝村久保山の麓にして舊鹿島藩主鍋島氏の菩提所圓福山普明寺の境内なり寺は黄蘗宗に屬せり初め鹿島の藩祖鍋島直頼公の長子直孝公地形の勝を愛し居を移されし處にして後圓福寺と云へる寺院となし桂岩禪師に請ふて當山の開祖たらしめ古田村の地百石を香資に充て梵宇佛殿禪堂方丈衆寮浴室鐘樓等を創立し佛殿に世像尊を安置し訶葉阿難の二尊を脇侍となす是れ京都の佛工仲遠の作る所なり門の左右に東樂法泉慶福東明寺の子院あり寺の東は桂岩禪師の壽塔地なり境内奇勝多し禪師會て十境を題す曰く、獨座峰、豁眼巖、屏風岡、尊慈塔、玉泉溪、通立橋、晴雨林、萬古松、般若松、獅子石是れなり。

松岡神社

(古戰場)

松岡神社はこの地最古の社なり、八本木村濱の宿にあり鹿島を距る約一里、祐徳神社を距る約二十丁、社殿の壯觀、境内の風致見るべきものなしと雖、此は古戰場として史料の價なしとせず、試みに考古の踏査をなすも亦一興なるべし。

日本歴史の墳墓に睡り給へる勇武絶倫の皇子日本武尊熊襲を平らげ此地を巡視ます、折しも御艦は筑紫の海を帆走り野見庄(今の能古見地方の總稱)を指してぞ寄せ給ふ、淺瀬ありて危険なりければ尊命じて水路に目標を立てさせ給ふ、海岸に年古りたる大藤の森あるを御覽はし此に寄せて御艦を繋がせ給へりとぞ、又仁田山今の濱

の宿の一部松岡神社境内に當ると云へる一小丘今は一帶に良田畠なれども古は海面の瀉地にて松岡社附近は小高き地形なりしなるべしに八幹の老松堰塞として繁りけるを尊深く之を愛し地名を八本木と賜ひ陣地を此に敷かせられ地方不逞の徒土蜘蛛の族當時穴居の土人天白小白を攻めて悉く之を降伏せしめ給ふ尊時に御年十六歳にまし〜けりと傳ふ。

日本武尊の征西以後九百餘年を経て一條天皇の寛弘年間地頭大村遠江守直澄神殿を建立し以後二百九十九年を経て後二條天皇の嘉元二年地頭有馬某紀州熊野神社祭神伊弉册尊及び山城國京都四條祇園八坂神社祭神素盞鳴尊を勸請合祀し神輿行幸の典を擧ぐ當時社殿十八坊を有し近國に比なき大社なりき爾后二百五十餘年を経て後奈良朝

より正親町朝の弘治永祿の比神徳益々輝き社殿四十坊に達せり當時は神佛混祀の制にして桂岩寺の寺領に屬せりと云ふ。

史を按ずるに後土御門天皇の應仁大亂後は足利氏の威權日に衰へ豪族海内に割據し爭奪併呑寧日なかりければ九州の天地も亦到處攻めつ伐れつ土豪の鬪争止む時なかりしが文明元年六月十五日千葉別駕教胤兵船を率ひ來りて時の領主大村宗親を攻む宗親之を藤津に拒く千葉の兵濱の津の松岡神社に據る時恰も祇園祭典なりしかば神前の供物を掠め取り更に船に乗りて篠島の沖を過ぎ大町八丈島の入江に向ふ篠島及び八丈島は何れの地點なりしか今日に推考すること難きも當時は藤津杵島兩郡の平野大部分は海面なりければ千葉の兵船は今の六角江方面より大町に向ひしものならんか

途にして颶風に遭ひ兵船悉く覆没し主將數胤以下宗徒百餘人とも
に皆溺死す時人神罰の咎なりと稱せり。

天明以降八十餘年足利氏の勢威衰微し天下大争亂の渦中に漂へり
永祿年間大友宗麟九州の沃野に據り兵を肥筑の野に放ち併呑を事
とするに當り藤津の各部亦その馬蹄の蹂躪を免れざりき時の領主
有馬氏拒守して利あらず城を枕にして戦死す社殿の過半兵燹に罹
り灰燼となり桂岩寺の僧兵も亦多く戦死せりと云ふ。

近國に比なき宏壯の名社も亂世の禍に罹り見る影もなき寂寥の境と
なれり然るに桂岩寺の僧傳賀和尚維持に力め鍋島氏の領土となるに
及び慶長十四年鍋島忠茂公の時に至り誘掖に力められ其後寛政十二
年六月和泉守直朝公神殿を再建せられ直條公に至り神輿の行幸を再

興せられき直郷公に至り祭祀の田地を寄附せられ明治維新の時に至
る。
祭典は舊六月十三日より十五日の三日間にして神輿のお上りありお
下りあり種々の餘興あり近郷の參詣人雲の如く頗る雑踏を極む。

藤の森

鹿島の町を距る約十町南鹿島村字納富石木津の田原に一團の藤蔓繁
茂せるを見る由緒を問はずして之を見れば平凡なる小藪に過ぎず去
れど藤津の名を産める歴史を有する名所藤の森とは此處なり軌道車
に乗りて祐徳神社に詣づるものは車窓より之を眺むるを得べし傳へ
言ふ神功皇后三韓御親征の時此地を巡視せられ御船を繋がせられし

所なりと、又言ふ景行天皇の御宇皇子日本武尊筑紫の熊襲御征討の砌り筑紫の海を渡らせられ御船を此處に寄せ御上陸あらせられし所なりと、鹿島舊領主鍋島子爵往年石を藤の森に建て藤津の二大文字を刻せり。

琴路神社

(上宮下宮)

琴路神社は能古見村鎮守の大社にして上宮は三嶽山にあり、下宮は南鹿島村字行成にあり、祭神は大和國吉野分水大神を祀る、舊記の傳ふる所によれば上宮は光仁帝の寶龜元年時の地頭佐藤氏の創建に係り、下宮は四條天皇の御宇仁治二年の勅建なり、當初は四十二の末社ありて殿宇壯宏にして境内亦廣濶樹木蒼鬱たり、三嶽の麓には數千株の櫻樹

ありて花開く毎に燦爛錦の如し、これ地頭木場氏が芳野の風景に摸して經營したるものなりしと云ふ、斯て累代の地頭又は領主社殿を營繕し祭田を奉納し近郷の鎮守として衆庶の崇拜盛んに毎年重陽の例祭日は神輿三嶽の上宮より行成の下宮に巡遊ありて郷民神輿に扈從し歌舞を奏し輿を奉るを常とせしが今尙ほ其式を存せり、而も時代幾變遷殿堂或は荒廢に歸し或は兵火にかゝり今日にては昔時の係を止めずなりぬ、行成の下宮境内の小岡に側面を穿ちたる横穴あり廣大なる石を天井としたるものにて入ること數十歩奥の廣さ六疊餘俗に鬼塚と稱す、思ふに往古土蜘蛛種族の穴居したる趾なるべし、鹿島より約二十丁道路平坦なり。

往古の巨刹の跡

四二

金剛勝院と蓮嚴院

鹿島の町を距ること約二十丁能古見村に蓮嚴院と云ふ一小寺院あり、此寺は古き歴史を有せるも世の變遷と共に變故に遭遇し、七百五十年前の巨刹は今やその佛をだに偲ぶに由なき有様となりぬ、今を去る二百餘年前鹿島の領主鍋島直條公其郷土誌に記して曰く
金剛勝院は能美の庄にあり、後白河帝勅願の道場なり、古棟札記云、帝洛陽に於て得長壽院の後を創し諸國に詔して一伽藍を起す、此寺其一にあり、開基の祖を慶照上人と曰ふ、博陸藤公基房の弟勅を承けて此に到り、佛殿講堂鐘樓大中門を造り、減な備る門内に祠を構へ八幡

神を奉し以て寺鎮となす、大門の外路を夾んで十二子院あり、堂前連地あり、石橋を渡れば森々たる古樹幾株あるを知らず、古より殺生禁斷の地となす、曾て聞く歴朝寺門に賜ふ所の勅書院宣數世の將軍田邑を寄進したる教書等多く之を藏したるも一旦國亂に罹り悉く磨滅し寺も亦荒廢半莽蒼に屬し唯一堂を存して年久し頃歲其未派蓮嚴院の僧某菱榴剪翳堂傍に新に一字を就し移り住む堂中の三大佛は古の巧匠定朝の作る所今存するを見る(原文漢文)

二百年後の今日に於ては往古の高閣殿樓の趾尙更尋ぬるに由なく桑田麥圃の間徒らに想像を畫くに過ぎず、縷の如く命脈を維ぎ來れる金剛勝院の未派なる蓮嚴院に詣で佛殿を仰げば廣くもあらぬ殿堂に三大佛を初め多くの佛像を安置せり、其實物の重なるものは左の如し。

一 寶玉 三箇

保安年中覺鑊上人岩屋山再興の節出現したりと言ひ傳ふ、今は舊領主鍋島子爵邸に保存しありと。

一 愛染明王 壹體

弘法大師錫を此地に留めし時刻する所なりといふ、領主紹龍公の寄附に係る其附屬書にいふあり。

金剛勝院へ祐德禪尼寄進の愛染明王は弘法大師の御作にて本朝稀なる靈佛の由に候、因爲當家長久安全志願寄進の事の條代々住持の僧被得其意候様寶物帳に懇に可被記置候(下略)

寶永二年七月三日

藤原直朝

蓮嚴院御坊へ

一 佛畫三幅

弘法大師の直筆として秘藏せり、畫絹の地質弱り古びて焦げたる布の如く、風當れば粉末となり飛散せんばかりなれば殆んど畫體を認め能はざるまでになれり。

一 金光明最勝王經

鹿島領主弘德院の奉納なりといふ。

一 紹龍公御書物 二包

紹龍公は鹿島三代の領主直朝公なり。

舊記の傳ふる所によれば七百五十年前の金剛勝院は西海密乘の法窟にして其名近國に高く後白河天皇政教一致の制度により天下を治し給ふや六十六ヶ國に勅して國家鎮護のため一國一伽藍を造營せしめ

られぬ時に肥前國に於ては能美の庄なる金剛勝院に御治定あり此と同時に洛陽には三十三間梵刹の創建せらるゝありて殿堂佛閣の造營盛んなりしを知るべし王權武門に歸して以來興亡隆替幾變遷應仁天皇の後に至り海内亂れて鼎の沸くが如く元龜年間豊後の大友宗麟數々兵を出して來り侵し佛閣伽藍悉く焼亡せられ勅願の道場として由緒貴かりし金剛勝院も亦灰燼に歸せりといふ。

誕生院

附覺鑊大師誕生地

鹿島の町を距ると約十餘丁南鹿島村字納富分は眞言宗新義派の開祖覺鑊大師の誕生地なり昔は誕生院といへる一巨刹ありし由なるも何

つの世に跡絶へけん草深く荒れ果てたりしが今より二百年前領主鍋島直條公深く之を慨し内意を蓮嚴院の院主に傳へ覺鑊大師の碑を建てんことを企てられ新義派の本山京都の智積院前住運敬泊如大僧正に請ふて其の碑文までも撰み佐賀本藩に建碑の許可を請はれしに都合ありて許されざりしと云ふ爾來空しく桑田となりて其跡湮滅に歸せんとせしに明治四十年の初夏大内青巒師鹿島に遊べるを機とし有志の士大内師と謀り覺鑊大師誕生紀念碑を建立せんとを發企し大内師は東京を中心として全國各宗有志の贊助を求め鹿島の有志は地方の賛成者を募り昔ありし誕生院の跡に壯大なる紀念碑建立することなれり此地に遊ぶものは八百年前における哲人の事蹟を探るも亦多大の感興あるべしいざ其栞の一斑を記さんか。

日本佛教史の墳墓に眠れる一偉人、眞言宗新義派の開祖として後世信徒の追懷崇仰措かざる所の哲人、而も千載の下鹿島の誇りとすべし。一英物覺鑠大師はそも何時の世に如何なる家庭に人となり如何なる動機によりて不世出の天才を發揮したるか、その事蹟を釋ぬるに今を距ると八百十餘年前堀河天皇の御宇嘉保二年十月十七日今の南鹿島村字納富分行成に生る、其父は平將門の屬胤なりと稱する伊佐平次兼光と云へる人にて其末子たり、初名を彌千歳丸と稱しぬ、資性穎悟才氣人に絶す、父は勇武にして其名郷閭に響けり、既にして彌千歳丸早や十三歳の春を迎ゆ、一日上官其家に至る、父兼光之を上座に請し尊敬至らざるなし、彌千歳丸之を見て小供心に功名心切りに動く、客去り人散じて尙ほ萬感胸に湧く、當時行成の里に八百比丘

尼とて長命の老尼あり、彌千歳丸翌日尼を訪ひ教を請ふて曰く、曠昔我家に客あり我父之を尊重すること甚し、凡そ世上尊敬を受くるものは他にも尙之あるか、我ために之を語れよと、老尼懇ろに教へて曰く、汝の父は地頭の權威の下にあり、下にあるものゝ上を恭ふは當然なり、地頭の上には國守あり、國守の上には更に高位高官の人あり、百官の上には天子ありと、彌千歳丸更に問ふて曰く、天子の上には尙上位のものあるやと、老尼曰く、天子の上には天地を主宰し給ふ神佛あるのみと、彌千歳丸之を聞き奮然として云ふ、様然らば我れは天地の主たる神佛に仕へんと、梅檀は二葉より香ばしとの譬へに漏れず、乾坤を吞吐する底の、大志を起し能美の庄なる蓮嚴院に投し、寛成阿闍梨なるものに從て學ぶ、一を知て百を悟る、驚く可き天才に寛成大に

之れを奇とし名を正覺と命し心を傾けて之を教導す居ること數年偶々京都の本山仁和寺御室御所の役僧慶照房蓮嚴院に來る、正覺を見て其才學を愛し伴ふて京に歸る、是に於て乎蛟龍また地中のものにあらず、風を喚び雨を起すの機會を捉らへ當時文化の叢淵と呼はれし洛陽の仁和寺に得度し朝に古今の賢哲を語り夕に時の高僧と哲理を究め研鑽苦行を重ね、次て興福寺の慧曉法師に就き唯識を學び後三井寺に至りて秘密灌頂を稟け名を改めて正覺坊覺鏗と號す、時に天承元年十月十六日歳十六なりき、越へて永久二年仁和寺を出で、高野山に登る途にして阿波の聖と稱せられたる青蓮師に逢ふ、青蓮大に覺鏗の人と爲りを奇とし高野山の最禪院明寂上人に託す、かくて高野山に登り、明寂上人に學す研鑽十餘年學徳大に進む、大治

四年七月七日白河院崩御し給ふ、越へて五年六月華藏院の宮聖慧親王高野山に登り給ひ白河院の御菩提の爲めに親王自ら如法經を書寫し高野山に納め給へり、此機會に於て覺鏗大師は親王に拜謁し一寺建立の志願を言上しければ親王京都に歸り其願意を鳥羽上皇に奏し給へり、上皇即ち覺鏗を召し給ひ謁を賜ふて親しく願意を聽かせ給ひ勅許あらせられ、同年直に工を起して小傳院といふを建立し紀州國那賀郡阿南院村を寺領として附與せられたり、斯て大師は朝廷の信用厚く更に又大傳院を建立し伊豫越中(新川)紀州の内八ヶ所江州初倉の庄等を寺領として附與せらる、かくて大傳法院の座主として君の覺へ益々厚かりしが長承三年の冬高野兼大傳法院を辭し其地位を眞譽阿闍梨に讓れり、夫れより大師は長承四年の夏より密

嚴院に立籠りて行法を勤めぬ、院の本尊は高野大師の作に係る不動
 尊なりしが東寺の西院に安置せしを覺鑊大師東寺の住職たりし時
 之に擬して作りたるに出藍の妙技を現はせりといふ。
 此の如く覺鑊大師の識徳益々高く朝野の信賴愈々厚きを加へ教界
 の一大偉人として尊崇せらるゝに至りぬ、喬木の風を免れざるが如
 く超凡の高士時に衆愚の迫害を蒙むるは古來珍らしとせず、金剛峰
 寺の衆僧覺鑊の聲名を嫉み保延六年十二月七日高野山の最法等大
 勢を促し同八つ密嚴院に押寄せければ大師は早くも之を察し威徳
 儼然たる自作二體の不動尊を法殿に安置し難を避けてあらず、最法
 等此體を見て二體の不動尊を散々に打ち毀したり時人以て不動尊
 覺鑊の身代りに立ち給へりとなせり、事朝廷に聞ゆ、最法以下一味の

僧侶遠島の刑に處せられたり、嫉風妬雨荒みて神聖なるべき靈場の
 光明も一時は消えなんとせり、是に於て覺鑊大師高野を去て紀州根
 來に來り一乘院因明寺といふを創建し、専心密教を修す、新義真言の
 總本山是れなり。
 功成り名遂げて錦を父母の國に飾るは人情なり、大師は鳥羽院の天
 仁二年故山に歸り能美の庄岩屋山に登り千手觀音を彫刻せりと云
 ふ、今尙岩屋山の岩窟に安置せるもの即ち是れなり、又晩年畫傳を宅
 間爲通に受け毎に佛像を畫き又梵書に通せり、而も天此哲人に年を
 かさず、近衛天皇の康治二年十二月十五日根來に歿す、享年四十有
 九。

昔は高野比叡を初め各地の大刹幾多の僧兵を有し事變に備ふるの武

装をなせり、是れ實に亂世時代が産み出せし自然の現象なりき、群雄海内に割據し攻伐を事とせし天正年代に於ては根來寺の勢力大に張り僧徒五千九百坊舎二千七百を有するに至りぬ、時遷り物變り明治の聖代となり、今や全國中に六千の末寺を有し優に教界の一方に雄視するものは是れ豈千古の偉哲覺鑊阿闍梨の活ける生命にあらずや、之を前にしては五百五十年忌の前元祿三年興教大師の號を謚られ之を後にしては明治四十年建碑の企てあり大師在天の靈、聖代の德澤に泣かざらんや。

岩屋山

岩屋の名既に奇なり其實豈奇ならざらんや、山は鹿島を距ること約一

里南鹿島田圃の間を通ずる平易の道路を過ぎ能古見村宇山浦に入り山坂を登ること數丁にして山頂に達すべし、此地は眞言宗新義派の開祖覺鑊大師修業の靈地たるを以て名あり、懸崖の絶壁削るが如き大岩に巨大なる洞窟あり、窟内には高僧行基の自作に係る佛像を初じめ覺鑊大師自作の大悲像等多くの佛像を安置せり、參拜者常に絶へず、傍らに小庵あり、參拜者の參籠所に充つ、又小池ありて靈泉常に湧く、山頂に突起したる數十丈の大岩石あり、其頂は一坪計りの平面あり傳へ云ふ覺鑊大師の枯座開悟の行をなせし處なりと、之を止觀石と名く靈地一帶の地勢西北に山を負ふて老松巨木天に參し東南は俯瞰一番有明の白波と鹿島各村の平野とを一眸の裡に收め風景絶佳なり、岩屋山に就て語るべき事蹟は覺鑊大師が洛陽に名聲を擧げ一時故郷に錦を飾り

たる砌此地に密乗の法光を發揮せし外尙ほ其以前に遡りて記すべきものあり左に舊記に傳ふる大要を記さん

今を距る二百年前鹿島の明君鍋島直條公は岩屋山に就て記して曰く
 山浦山の河畔に沿ふて東行半里餘にして又西に折れて山嶺を登ること數百歩高處に到る是れ岩屋山なり一に龍猛山と號す俗に傳ふ古へ龍猛菩薩示現の地なりと事未だ詳かならず爾後覺鑿上人之中興し梵宇を建て密宗を唱へ興法寺と名く十二僧院濟々たり今や堂舍朽敗寺院一字これなし唯岩窟中大悲像儼として獨り存す又覺鑿の木碑あり其傍昔石經を藏するの處たり其石往々出づ未だ何人の書する所たるを知らず頃年蓮嚴院主僧岩屋の中に就て一堂を作

り以て大悲像を奉安すと云ふ(原文漢文)

又舊記によれば曰く、

行基菩薩巡遊の途次錫を岩屋山に駐め手から千手大師の像を刻し岩を鑿ちて屋となし其中に奉安せり是れ今に祀る所の佛像にして岩屋は即ち行基菩薩の開基なりと。

大古のこと茫乎として明瞭を欠くと雖も能古見を中心として岩屋山に至る方面には幾多の巨刹あり此地方は肥前の中心都市たりしやも知る可らず後白河天皇國家鎮護のため六十六ヶ國に勅して一國一伽藍の造營あるや肥前國は此地に指定ありし如き又金剛勝院を勅願の道場と定められたるが如き更に後白河天皇の御代より遡ること三百六十年天下の高僧行基や弘法の徒垂錫の跡を傳ふるに徴しても之を

推知するに難からず、則ち行基は今より一千百六十年元正天皇の御宇に於て外來の佛敎と我建國以來の神道と衝突せんとするの虞れあるより神佛同體の説を唱へ、新舊思想を調和して人心の嚮ふ所を定めんと欲し、輕裝裝笠諸國を行脚巡遊したる名僧なり、岩屋は斯る名僧巡錫の跡とて往古より三十三ヶ所觀世音に參拜する巡禮者陸續踵を接す、鍋島直條公曾て詩あり、曰く

岩屋暮鐘

遠上巖阿坐倚松 日曛殷々夕陽鐘

分明欲醒人間夢 一百八聲下萬峰

泰智寺

泰智寺は八本木村字濱の巨刹なり、初め淨土宗の道場にして知恩寺と號す、鹿島の藩祖鍋島和泉守忠茂公の建立に係る、後泰智寺と稱し、曹洞宗の僧徒を居らしむ、一旦火災に罹り、國主の拾遺は烏有となる、佐賀本藩勝茂公屋材を寄贈し、方丈を造らしむ、和泉守直朝公の代に至り、寺院を鼎建せらる、今の巍然たるものは是なり、爾後累代或は營繕をなし、又は寺田を附せらる、寺の境内頗る廣く、且つ風光に富み、花木多し、昔は數十圍の大櫻樹ありし由なれども、今はなし、多分火災の時、其禍に罹りたるものなるべし。

五の宮神社

五の宮神社は元明天皇(女帝)の御宇和銅二年の建立にして、郡内最古の

社なり、祭神は木火土金水の五神を祭るを以て五の宮と稱す、正面の水神は大和の丹生大神と同體なる伊弉册尊第五子岡彥彥神を奉祀するものなりと云ふ、其由緒傳はらざるも源平の末地頭深町入道の社領墨附あり、徳川氏天下を統一して鍋島直茂公鹿島を領するに及び領内鎮護の氏神として奉祀せられ代々の尊崇最も厚く社殿一切藩主の建築に係り、神殿は紫宸殿の構造なり、軌道車により北鹿島の平野を過ぐるものは田圃の間圓形なる一小丘の翳然たる樹木に蔽はれたるを見るべし、丘陵は四面開濶にして眺望極めて佳なり、近年満山を開拓し新に吉野櫻數百株を植ゆ、年月を経ると共に花時の風光美觀を極むるなるべし、軌道及び縣道は數十歩の社前を通じ軌道車停留所の設けあれば參詣に便なり。

鹿島神社

本社は北鹿島村乙丸の鎮守なり、祭神は武甕槌神にして相殿は經津主神なり、常陸國鹿島郡鎮座官幣大社鹿島神社の分靈を勸請したるものたり、鍋島忠茂公領主たるに及びて下總香取郡香取村官幣大社經津主神を勸請して合祀されたり、鹿島神宮勸請の年代は詳かならざれども頗る古く鹿島の地名の起る由來なりと云へり。

味鳴神社

本社は五丁田村字谷所鳥坂に祀れり、仁明天皇の御宇、承和年間の創建にして祭神は倭姫命を祀る。正親町天皇の元龜年間豪族海内に割據し

大友義鎮を九州に唱へんとして四方攻略を事とするに當り藤津の地方亦その侵襲を蒙り社殿堂宇を焼かれ傳來の寶物悉く灰燼に歸せりと云ふ。

傳説によれば味鳴の稱は往昔景行天皇熊襲御親征の時此地を御巡視あり當時は今の鹿島各村一帯の平野は海面にして天皇の御召船は此地に寄せ給ひし折柄鱈を漁して獻じたるに天皇その美味を稱して地名を味鳴と命名し賜へりと云ひ傳ふ。

鹿島各村一帯の平野が太古海面なりし傳説の一は古枝村祐徳神社の西北の岬に網ヶ瀬と云ふ所あり又山浦村の小山に千石岩と名づくる岩あり是れ昔し千石船を繋ぎたるに由來するものなりと云ひ傳ふ。

八天神社

鹿島の平野より西を望めば南北に連亘起伏する群山中富士山の形に似たる倒扇形の峰あるを見るべし是れなん八天神社の靈地たる唐泉山なり山は火山岩を以て成り圓錐形をなせり海拔四百四十三米突にて稜々たる大樹天漢を衝て繁茂し得易からざる塵外の仙境なり頂上に軻遇突遲命を祀る社殿は上宮あり下宮あり火災の守護神として四方の參拜者四時踵を接す大祭は舊十一月二番巳の日にして遠近の參詣者頗る雜踏を極む鹿島より約一里半、

祭祀の年代は詳かならずと雖其建立は甚た古し舊記を按ずるに後醍醐天皇の御宇足利尊氏反旗を鎌倉に擧げ破れて九州に走り諸豪

族を降して肥前に據る時に其弟直義奉幣使を遣はし神田數丁を寄附したることあり其後千葉後藤松浦吉田嬉野等の領主より祭祀料を寄附し當時は近國に比なき大社にして社殿の壯觀見るに足るものありしも後奈良天皇の天文年間島原有馬の兵亂入して掠奪を縦まにし社殿兵燹に罹りて跡なし正親町天皇天正四年龍造寺隆信公有馬を破り鍋島和泉守忠茂公領主となるに及び神殿を再建せり後蓮池藩の領地となり寛文四年甲斐守藤原直澄社殿を建築せりと云ふ。

吉浦神社

本社は五丁田村の郷社にして吉浦の山中に在り舊蓮池藩祖鍋島直澄

侯を祀る侯は佐賀藩主鍋島勝茂侯の第三子にして勇略あり寛永十四年島原の有馬賊を討て大功あり其勳功を以て同十六年勝茂侯神崎佐賀西松浦杵島各郡の内數ヶ村并に本郡の鹽田久間五町田東西嬉野吉田等の諸村を合せ五萬二千六百二十石を與へて支藩となす侯晚年此地に隱居し閑雲野鶴を侶とす寛文九年三月五日年五十五にして薨す爾來此日を以て祭典を行ふ社殿の位置は山續きの一小丘にして背面は山岳重疊し山麓の神園には古檜老松參差として頗る幽邃なり社殿の結構壯麗にして寶殿拜殿繪馬堂等の彫刻亦巧妙を極む鹿島を距る約一里軌道車によりて來るものは五丁田の停留所に下車すれば神社の靈地は指呼の近にあり

鹽田の二大巨刹

鹽田村は鹿島に次ぐ郡内の名邑にして舊蓮池藩の領地たり、西方の丘陵に公園あり東宮殿下御結婚式の記念として造設したるものなりと云ふ園内四季の花禾を植へ四方の眺望殊によし、本郡の巨刹として知られたる本能寺並に常在寺は共に此地に在り、中にも常在寺は和銅元年名僧行基の開基にして有名なる大黒天の像を安置せり其由來なりと云ふによれば此大黒天は唐の青龍寺惠果阿闍梨の彫刻にして數代宮中に安置しありしに元暦元年後鳥羽院の病に惱ませられし時第七世高成紹法印勅命を奉じつゝ昇殿祈禱せしに効驗ありしかば褒賞として此大黒天を賜はり庶民の安全を守護すべしと勅命ありしと云ふ

本城温泉

鹿島を距る西南三里餘能古見村の平谷を本城と云ふ、微温湯湧出す、今より百餘年前に發見したるものにして屢麻質斯疹癬等の諸病に特效ありと云ふ、此地は溪深く樹木繁り水は清冽にして風涼しく避暑の好適地なり、盛暑の時といへども華氏の八十度に上ることなし。

嬉野温泉

嬉野温泉は鹿島を距る三里三十二丁鹽田よりは約三里なり、浴場は新舊二ヶ所あり、避暑の好適地なり、左に温泉の分析表と主治効用とを掲げん。

分析表

名稱	分量	名稱	分量
重碳酸那篤留(重碳酸曹達)	一、〇〇八六	炭酸那篤留(炭酸曹達)	〇、一八四三
格魯兒那篤留(食塩)	〇、三八四二	格魯兒加留膜	〇、〇六九九
硅酸	〇、一三〇三	重碳酸加留膜(重碳酸石)	〇、〇四八九
重碳酸麻偏涅叟(重碳酸苦土)	僅微	硼酸那篤留膜(硼酸曹達)	僅量
重碳酸亞酸化鐵	痕跡	重碳酸亞酸化滿俺	痕跡
磷酸那篤留膜(磷酸曹達)	同上	硫酸亞兒密紐膜(硫酸礬土)	痕跡
安母尼亞	同上	硫化水素	同上
有機質	同上	合計	一、八二六一瓦

温泉の主治効用

内務省の検査によれば温泉の主治効用左の如し

亞性潰瘍	慢性癩麻質斯	中風	梅毒
關節病	神經性頭痛	癩痢	骨血病
慢性氣管支炎	腺病	打撲	脚氣
子宮病	皮膚病	麻痺病	腰痛癱瘓病
月經閉塞月經痛	神經衰弱		

武雄温泉

武雄温泉場は九鐵停車場より四五丁軌道車の松原停留所より僅に二三丁武雄町櫻山公園の麓にあり、湯源豊富にして一時間約三十五石を湧出す、其温度は一定して常に攝氏四十九度に止まるを以て常水を混和して泉質を稀薄ならしむるとなし、佐賀縣衛生試験所の分析したる成績によれば炭酸泉に屬し飲用浴用に適す其化學的反應は弱亞爾加里性にして煮沸すれば稍其勢を増す、攝氏十五度に於ける比重は一、〇〇七〇四なりとす、千分中に含有する化學的成分は左の如し

重碳酸那篤留膜	〇、五〇一七七三	格魯兒那篤留膜	〇、一一二八六〇
格魯兒加留膜	〇、〇八〇〇〇〇	重碳酸加爾叟膜	〇、〇七四六八二
重碳酸麻偏涅叟膜	〇、〇一六六六二	硫酸那篤留膜	〇、〇〇五五三八

硅 酸
磷 化 水 素

〇、〇三六七〇〇

磷 酸

七〇
痕 趾

又主治効能は概ね左の如し

- 一 消化器病一般特に胃腸の慢性疾患、肝臓病、痔病並に通常の便秘
- 一 呼吸器殊に喉頭、咽頭並に氣管の慢性加苔兒及初期肺結核、肋膜炎等
- 一 膀胱並に尿道の疾患、子宮諸病、月經不調等
- 一 腺病關節並に筋のリュエーマチス諸關節の疼痛、外傷後の麻痺疾患、關節強直
- 一 神經性諸病疾患、殊、神經衰弱、神經痛、比斯的里
- 一 梅毒性の諸疾患並に皮膚病及筋肉一般

第參編

産業の一斑

氣候溫和にして地味肥沃なる本郡は農産業に従事するもの最も多く工業漁業之に次く、今其主要なる産物を記すれば、米、麥、豆類、茶、菜油、蠟、薪、木炭、陶器、素麵、脱皮鰻、海月、干總角貝、擁劍蟹、雜魚、砂糖、清酒等なり、就中農産物の産額最も多額に上れり、最近の統計によれば、米穀類の年産額壹百六十二萬三千五百六十餘圓に上り、嬉野茶は逐年聲價を高め、年産額十三萬餘圓に上り、志田、西山、東山、鹽田、美野、久保山、吉田、内野山等より産する陶磁器は近年滿洲朝鮮方面に向て販路大に開け、年額十五萬圓餘

に上り前途有望なり、海産物は摺蝦干、總角貝等の清國に輸出せり、酒類の醸造高は最近の調査によれば全部合計一萬三千四百四十餘石なり、就中八本木の清酒は聲價愈々高く殆んど覇を九州に争はんとするの勢あり、其他林業、蠶業も稍々發達の氣運に向へり。

舊城下の鹿島

藤津郡の雄郷鹿島の市街は南北鹿島の兩村に誇り、鹿島川其中央を横斷して有明海に入る、此川より北は本町にして南は新町、逆川と云ふ、此市街は南北鹿島の中心點にして藤津郡第一の殷賑の地なり、昔は鹿島の城下にして戸數六百餘、人口三千餘を有せり、藤津郡役所、鹿島警察署、葉煙草專賣所、鹿島稅務署、縣立中學校、郵便電信局、小林區署、南鹿島村役

場、北鹿島村役場、武雄區裁判所出張所等あり、尙ほ社團法人には鹿島銀行あり、祐徳軌道株式會社あり、左に項を分て社團法人及び學事の一斑を紹介すべし。

鹿島銀行

此地唯一の金融機關、鹿島銀行は明治十五年の創立にして當初は主もに士族の祿券を基礎として成々社と稱せり、爾后幾多の變遷を経て今の鹿島銀行となれり、資本金六萬圓、積立金二萬九千圓を有す、最近の營業報告によれば後期繰越は二萬圓餘にして利益の割合は每期二割以上、に達し其内一割二分を配當するを常とせり、預金等は常に大凡二十一萬圓内外に上下せり。

祐徳軌道株式會社

祐徳軌道株式會社は初め祐徳馬車鐵道會社と稱し明治三十七年二月の創立に係る、明治四十年軌道株式會社と改稱せり、資本金二十四萬圓株主は沿線地方を主とし長崎佐賀佐世保の三市よりも加入者あり、初め祐徳門前を起點とし武雄に至る十二哩五十四鎖の軌道敷設を計畫せり、當時武雄鹽田間の道路は佐賀縣第一の惡道路にして雨天の日は泥濘深く人馬の往來頗る難澁を極む、是に於て藤津郡の有志等相謀て軌道敷設を計畫し鹿島の舊領主鍋島子爵も亦大に其企圖を贊助せられ縣當局者も大に援助を與へ明治三十七年二月創立總會を鹿島に開き一株を五十圓として貳千四百株を募集したるに好成績を以て進

捗し直に三百六名の應募者を得たり、かくて明治三十七年八月工を起し三十八年二月を以て全通し同四十年杵島郡高橋迄延長し營業の成績も非常に良好にて一ヶ年を通して一割一分の純益を收め其内六分を配當し殘餘の利益を事業擴張費に充て四十一年六月下旬迄に北鹿島百貫間の支線延長七十五鎖運輸開始の筈なり、四十一年春季の状況によれば資本金貳十四圓の内拂込濟金額十二萬圓未拂込金額十二萬圓法定積立金一千九百四十三圓八十三錢五厘使用人恩給基金一千〇十七圓五十二錢四厘損傷補填準備金五千五百圓特別準備金一千圓にして、二月一日より三月末に至る客車收入金一萬一千二百九十一圓六十錢一日平均百八十八圓十九錢三厘強、全期間乗客人員九萬九千四百十六人一日平均一千六百五十二人強、乘車賃一人平均十一錢四厘弱な

りき全線に於ける私設電話は四十一年五月末迄に開通の筈なり。

鹿島傳染病研究所

同所は高津原にあり、藤津郡中央醫會の經營に係り、地方有志の援助の下に成立したるものなり、其設備の如きも縣立病院を除けば本所に及ぶものなし、殊に細菌檢微鏡の如きは精良のもの數臺を有せり、又共同養生所を併置し、貧困者のために慈善的施療をなせり。

縣立中學校

附小學校

學事の上にて鹿島の誇とすべき光榮ある歴史を有するものは鹿島

中學校なり、封建時代より連綿として聖代の今日に至り、政治上の激變と社會上の激變とに頓着なく、寢々乎として文化の泉源となり、國家社會に貢獻したる効績の偉大なる他に多く、其比を見ず、今その一斑を記さんに、靈元天皇の御宇、四代將軍德川家綱公、天下の政柄を執り、海内和靜文化初めて武門の家庭に新芽を發するの氣運を迎ふるの時に際し、我鹿島に在りては、藩主鍋島直朝公、銳意勵精善政を敷き、文武の道を奨勵し、治道大に擧る、世子直條公、天資聰明夙に儒道に志し、朝夕藩士の子弟を會し、以て斯道を切瑳琢磨せられぬ、父直朝公大に其志を嘉し、爲に一字の別莊を營み、題して睡足舎と曰ひ、以て讀書の齋となせり、直條公はそれより、閩藩の子弟を此新館に集め、文武の道を講じ、紀念の爲めに、庭上に梅櫻數株を移植して、養花堂主と號せり、爾來公は研鑽大に發明

する所あり、上國の大家と交を結び江都にありては當時の文學者林整宇と交り、相共に經史を講じ、又皇典を究め國雅並に詩文を唱和せられ衆に卒先して文武の道を勵まれば一藩の子弟靡然として其高風に薰化せられぬ、延寶寶永の間學校の設文武の教、嶄然として他藩に秀でしは一に公の提擧による、世子直郷公其遺風を繼ぎて心を學事に注ぎ、其江都にあるや河口靜齋を招きて講筵を開き、享保明和の間に先君の學風を發揮し、次て文化の初に迨び直彝公新に校舎を築き大に學政を張り、碩儒古賀精里及び皇學の大家を佐賀より招聘し、君臣相率ひて講筵に列なり、皇漢の學大に振ふ、精里校名を撰びて徳讓館と云ふ、此の如くにして養花堂の創立以來文化は一藩に普及せり、直永公其遺業を承け、精里の子穀堂を招きて講師となせり、安政中直彬公父祖の遺風を

繼ぎて更に校紀を擴張し、學則を整へ改めて弘文館と稱し、西鼓岳谷口藍田相前後して儒官に聘用せられ、別に附屬校を設けて明倫堂と名け十五歳以下の兒童を此に收容し、讀書習字を授く、是れ則ち今の小學校なり、兒童十五歳にして冠するに及び初めて弘文館に入るを得たり、かくて武を練り文を修し、以て文弱の弊を防ぐを得たり。

此の如くにして王政維新の新氣運を迎へたる弘文館は時の砲聲にも頓着なく文運の曙光を認めて進み、明治三年銘造館と弘文天皇の御謚を畏み改稱せり、既にして廢藩置縣となり鹿島縣の新設を見に及び藩學を移して其まゝ縣學となせり、而も政治上の激變に伴ふたる社會上の激變は士族の年少子弟をして處世の道を求むるの餘儀なきに至り爲めに學事を専らとする餘力なくして退學するの已を得ざるものあり

りて僅かに二十餘名を剩するに至りぬ、明治五年の春伊萬里縣に合するに及びて悉く縣學を廢せり、仍て舊鹿島領内士族の祿高に應じ寄附金を募集し以て維持方法を講じ校名を義塾と改稱し漢學專攻に英語の兼修科を置けり、尙ほ維持の方法に就て其要を記すれば是より先き領内の士族中相議して不時の用に供せんとて年々積米をなせしに其時價二千餘圓に上りたるを以て此全額を維持金に寄附し之を母金となし、其利子を以て經費に充て猶一面には金祿金百分の三を醱集して經費の不足を補へり、斯て一面には特待の法を設け俊秀なる者を撰拔し藩費を以て東都に遊學せしめたり、明治五年新に小學令の發布せらるゝに及び義塾と小學校との經費を分離し小學校費は一切村費の負擔となし明倫堂を明倫小學校と改稱せり、かくて初等教育の機關とし

ては明倫小學校あり、中等教育の機關としては義塾あり、文物粲然として雷名近縣に轟く、明治七年佐賀の亂に際し義塾の年少子弟亦血氣に逸りて悉く前線に進み砲煙彈雨の間に馳驅し城内重なる邸第は官軍の來り攻めんことを慮り一炬灰燼に歸しぬ、亂平ぎて舊態に復するや塾も亦開校せり、閉校の期間二三ヶ月爲めに一大頓挫を來せり、之に反して明倫小學校は日にまし隆盛に赴き高津原小學校と改稱し縣下の模範校と稱せらる、其の後立教小學校と改め南鹿島小學校となり既にして鹿島高等小學校と改む、時の學務委員及び有志者は中等教育の機關たる義塾の振はざるを慨き地方人士に訴へしに各自奮て應分の寄附金をなせり、而して一面には縣當局者に補助費を稟請せしに縣廳にては附近の各村落に毎年三百圓の賦課をなすことを許せり、當時の在

籍生徒数は七十餘名なりしが教室も寄宿舎も狹隘なりしより直彬公に請ひ舊城内の倉庫を借て之に移轉せしめ義塾を改めて變則中學校と稱せり又校舎の西側に傳習所を設置し小學校教員の講習所となせり次て明治十一年縣會に於て佐賀の外鹿島と唐津とに縣立中學校を設置するの議を決し即ち長崎縣鹿島中學校と改稱し文部省の規則に基き普通科を教授せり明治十二年一月校舎を新築し各地より笈を負ふて來學するもの多く其盛時は殆んど二百餘名に達せり講師には谷口藍田先生を名譽講師とし其他十餘人の教員ありて中學の雷名近縣に轟く明治十六年六月佐賀縣を置かるゝに及び佐賀縣鹿島中學校と改稱し同十七年六月縣の教育費過重にして縣民其負擔に堪へざるを名とし佐賀中學の一校を存するの外他は廢校となりしより郡費を以

て之を維持し改めて鹿島中學校と稱す明治二十年學制改革の令により縣立にあらざる學校は一ヶ年四千圓を貸殖するを得る基本財産を有せざれば中學校と稱するを得ざりしを以て往年義塾設立の例に倣ひ鍋島家より三百圓の補助を受け附近五ヶ村に毎年二百五十圓を賦課し更に舊藩士民の俸給に衣食する者より俸給の百分の三を釀出し其他有志の義金を募り文部省令の條件を具へて中學の程度を維持し改めて鹿島英語學校と稱し學則を改めて英漢數の三科となし豫科に法律學を加ふ當時生徒百八十餘名在籍せり爾來經營慘憺を重ね常に經費の欠乏に苦しみしが明治廿四年四月大に學制を縮小し教則を變更して再び鑄造館と稱し一切の經營を鍋島家の力に俟ち田中醫治館長となり外五名の教員を置く事とせり然るに一時は此改革の爲めに

生徒僅かに十五六名に減少せしも既にして又五十餘名を收容するに至れり、超て二十八年の縣會に於て再び唐津鹿島に中學の分校を設置するの議を決し廿九年四月即ち分校を設立す、鍋島家は鎔造館の舊業を擧げて悉く之を讓與せられ更に舊城址に於て校舎の敷地を無料として貸付せらる、是に於て從來の校舎に直に授業を開始し生徒百四十名を收容せり、超へて三十年一月舊城址の新築校舎落成し舊校舎は修繕を加へて寄宿に充て生徒通計二百四十九名となれり、三十一年四月獨立して佐賀縣第二尋常中學校と稱し三十二年四月佐賀縣第二中學校と改め三十三年四月には入學生百五名を收め通計三百八十五名となり三十四年には入學生百五十一名を收め通計四百五十九名となれり、此間教室の新築せられしもの二棟それより三十五年以降今日に至

り年々入學生を收め卒業生を出し、文運隆々育英の精華松蔭社頭の櫻花と共に世人の注目を引くに至れり。

回顧すれば鍋島直條公の養花堂を創立せられしより此に二百年育英の事業綿々として明治の聖代に及び光榮ある歴史の光彩を放つに至りしもの偏に鍋島家累代の餘徳と現代鍋島子爵の高義とによらずんばあらず、且又鹿島地方の有志が概して學事に熱心なるも亦直彬子爵の薰陶と谷口藍田の餘徳によるもの也。

藍田先生の事績

東都青山の墳墓に眠れる谷口藍田先生が鹿島に於ける事績を詳記せんことは此冊子の目的にあらず、去れど先生が藩政時代より維新後に

及びて育英の事業に貢獻されし功績は高津原城頭櫻樹下の建碑によりて長へに紀念せらるべし。先生の舊友細川潤氏文を撰し中林梧竹翁筆を染めて之を碑面に刻す。その功業を記すること詳らかなり曰く、

藍田谷口先生碑

藍田谷口先生歿既五年矣。門人相議建碑。介令嗣豐五郎求余文。余與先生交四十餘年。知先生頗悉。諱不可辭也。先生諱中秋。字大明。藍田其號。肥前有田人。幼有異稟。受業於舅氏清水龍門。有神童之目。及長遊豐後。學於廣瀬淡窗者三年。更游江都。主羽倉簡堂家者亦三年。屢訪古賀洞菴佐藤一齋。佐久間象山諸先輩。聽其緒論。又與伊東玄朴鈴木春山等交。得藉以通外國事情。業成而歸。寓于長崎。下帷授經。明治元年。伏見之役。起先生將效力王事。與大隈重信之京師。又歷江都至野州。視官軍與賊相持之狀。偶

得疾而歸。及疾稍平。復寓于長崎。鹿島藩主鍋島直彬君請先生爲弘文館教授。兼權大參事。及藩廢。復寓于長崎。長崎人設瓊林館。推先生爲館主。來學者三百餘人。會鹿島人亦設義塾。以邀先生。先生率其徒而徙焉。乃改義塾爲中學校。先生主講席十年許。生徒業成。彬彬可觀。二十三年。游東京。門人恩地轍與高崎五六等。設篤信學會。乞先生教。亡幾。熊本師團長能久親王召先生至熊本。使先生說經。及親王轉大阪師團長。從而徙焉。親王設學問所於東京。邸中使先生教王子。小松宮彰仁親王亦招先生聽講。及能久親王薨。自建藍田書院。授徒。三十五年十一月十四日病歿。年八十又一。葬于青山墓域。配秋永氏。賢明有淑行。先歿。有五男七女。長曰精一。次曰研太郎。次曰彦三。次曰復四郎。亦先歿。第五子豐五郎嗣家。先生以講明正學。扶植皇道爲己任。其學規曰。守皇國之大道。敷忠孝之正教。恒言皇國之道與

孔子之道合。孔子之言。我皇道之註疏也。先生於經無所不窮。而尤邃於易理。其誦易不下八九千遍。自壯誨人。老而不倦。弟子著錄三千餘人。明治中興後。世人多讀洋書。如六經四子。率為廢紙。而聽先生講者。爭購古書。書價為貴云。先生已無意於用世。而暇則出游。足跡所及。東至北海道。西至沖繩縣。南至紀伊。北至加賀。到處為人講說經義。又賦詩作文以自娛。所著有詩文集如千卷。豐五郎鈔其十一上梓。藍田遺稿是也。又有咬雪游稿。圖南錄。詠歸放言。讀書節記。修養秘訣。周易講義錄。及日記數十卷。皆未刊行。先生墓在青山。而門人建碑於鹿島城址者。以先生釋褐之地。魂魄之所。當眷戀焉也。銘曰。

先生施教。

席不遑溫。

其居較久。

鹿島之藩。

說經緣緣。

無支離言。

樂育才俊。

同我兒孫。

春風入座。

桃李滿門。

絃誦不絕。

典型永存。

在三之義。

終不可謾。

弟子伐石。

以紀師恩。

民之敬學。

師嚴道尊。

聞斯風者。

薄夫可教。

明治三十九年七月

細川潤撰

鹿島女學校

健全なる國家は健全なる家庭の集團なり。健全なる家庭は男女教育の並進せる結果なり。と雖抑亦女子教育の力與て多きに在る。然るに女子は自己の家庭を離れて中等以上の教育を受くるは種々の不便

あるがために進んで中等以上の教育を受けること能はざるもの多し、是に於て乎、今日の急務は一町一村の内に於て獨立の經營をなす能はずんば數ヶの自治團體聯合して之を設立し女子の中等教育機關を具備することは文明を平和に求めんとする國民の須臾も怠る可らざるものたり、吾人は此點に於て鹿島女學校の設立は地方適切の盛舉として特に紹介せんとするものなり。

鹿島女學校は高津原の舊城址内にあり、南鹿島北鹿島能古見古枝八本木五ヶ村の組合より成り、徒弟學校の規則に基き明治四十年度に創立せり、科目は普通科は勿論女子に關する必要の科目を網羅し、裁縫、料理、刺繡、手藝等すべて備らざるなし、其一年教育費豫算は約三千圓にして、國庫の補助三百圓、縣費の補助百五十圓、郡費の補助五百圓なり、創立

初期の生徒總數二百人、内約五十名組合外の入學者あり、校舎の位置は高燥にして、四邊櫻樹、青松、綠樹繁茂し、風光の美、四時心目を樂しましむ、殊に陽春櫻花の盛時には、滿城の花雲、瑞氣を罩め、本校亦花を以て包ま、る櫻花國の美德を發揮すべき賢婦慈母は必ず斯秀靈の氣を呼吸して出でん哉、

鹿城會

此地有志の計畫に成れる鹿城會は、明治三十年七月の創立にして、其目的は鹿島地方俊秀の子弟が學資に欠乏し、進んで専門の學校に入る能はざるものに學資を貸費して、其目的を達せしめ、社會に有要なる人物を造るにあり、本會の財團は鍋島子爵を中心として、一般有志の寄附金

より成り第一期の醜集高は元利金壹萬餘圓なりき貸費の償却法は貸費生が目的の學科を卒業し官途又は民業に身を委ぬるに至りて其收入より毎月々賦を以て返納すべき規約なり而して此返納金は又順還して後進者に貸費することとせり第一期の計畫は十ヶ年とし明治四十年六月迄にて既に終了したるも貸費金の回収も亦豫期の如くならざるより多少の猶豫を與へざる可らざるに至り更に四十年七月第二期の計畫を立て順還返納の收入に對する不足は篤志者の寄附を以て補填することとなれり四十年六月の調査によれば篤志會員百八十餘人にして卒業生中帝國大學へ三名(内法科二人理科一人)高等工業學校へ一人早稻田大學政學部へ一人海軍兵學校へ一人にて貸費生は都合十四五名なりき。

鹿島よりの里程

藤津郡役所を中心として各地市町村役場に至る里程左の如し

佐賀市	八里十四丁	東郷六角	三里二十六丁
西嬉野	三里三十二丁	東嬉野	三里十八丁
山浦村	一里十八丁	古枝村	一里十八丁
八本木村	一里	七浦村音成	一里卅三丁
多良村	三里廿三丁	大浦村	六里卅一丁
北鹿島中村	十一丁	五町田	一里
久間村	二里	下馬場	一里九丁
吉田村	三里		

祐德稻荷神社案内終

明治四十二年二月十日印刷

明治四十二年二月十日發行

定價金 錢

著者兼
發行者

八陣熊一

佐賀縣藤津郡多良村百三十八番地
目下門司市龍門町二丁目住居

印刷者 三島宇一郎

東京市神田區表神保町二番地

印刷所 弘文堂

同所 (電話本局二三一六番)



發行所

肥前國鹿島町

十八書店

森田平八

